

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	総務部 税務課
契約締結年月日	令和7年8月14日
業務名	標準宅地鑑定評価業務委託
業務の概要	標準宅地（165地点）について、令和8年1月1日時点における鑑定評価価格の把握及びその報告
契約金額（税込）	11,646,360円
契約の相手方	公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	当該業務は、愛知県においては、固定資産評価替えブロック代表市町村委会議を設置し、「固定資産（土地）に関する鑑定評価実施要領」による集団的鑑定体制で行っている。 固定資産税（土地）における鑑定評価は、市内の各地点や隣接する市町村の地点の価格バランスを図りながら同一時点で大量に行うものであるため、担当する不動産鑑定士は、県内における地価動向の状況を把握し、不動産鑑定士相互における鑑定評価価格の情報交換やその価格の調整を行う必要がある。 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体に該当し、不動産の鑑定評価の適正な実施の確保、不動産鑑定士の指導、連絡調整等を目的としている。また、当該協会は、愛知県下で鑑定業務を行うための専門的な知識とそれを活かす技術を有しており、令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る標準宅地鑑定評価業務の請負業者であることから尾張旭市の鑑定評価業務にも精通している団体である。 以上の理由から、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会は、本業務を円滑かつ適切に実施できる唯一の団体であるため、契約の相手方は他に存在せず、競争入札に適さない。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部 税務課です。